

## 第10回 基本方針策定タスク 議事録

1. 日時 平成15年3月12日(水) 18:00～20:30

2. 場所 日本電気協会 4階 A会議室

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

委員: 班目主査(東京大学), 近藤委員長(東京大学), 遠藤(日本原電), 寺津(東京電力), 樋口(日本原電), 村上(東京電力), 山川(日本原電), 渡邊(東京電力), 浅井(日本電気協会)

代理出席: 野村(関西電力・新田代理)

欠席委員: 唐澤(東京電力)

事務局: 堀江, 上山, 國則, 平田, 福原(日本電気協会)

オブザーバ(説明者): 伊藤(関西電力・保守管理検討会幹事), 宮口(石川島播磨重工業) 森中(関西電力・PCV 漏えい試験検討会幹事)

4. 配付資料

- No.10-1 第9回 基本方針策定タスク 議事録(案)
- No.10-2 原子力規格委員会の検討課題
- No.10-3-1 原子力発電所の保守管理指針(仮称)の策定について
- No.10-3-2 JEAG4101「原子力発電所の品質保証指針」の改定方針について
- No.10-3-3 原子炉格納容器の漏えい試験規程(JEAC 4203-1994)の改定について
- No.10-4-1 原子力規格委員会の審議のあり方について(案)
- No.10-4-2 規格の申請・審議項目
- No.10-4-3 規格策定手引きに則って策定された規格の例示について(案)
- No.10-5 「日本電気協会 原子力規格委員会 運営規約細則」の修正について
- No.10-6 原子力規格委員会 規約の改定について(案)
- No.10-7 原子力規格委員会・分科会委員再任方法について(案)

参考資料 「機器配管供用期間中健全性実証試験」研究成果の電気技術規程への反映のお願い

5. 議事

(1) 前回議事録確認

資料 No.10-1 に基づき, 事務局から, 前回議事録案の説明があり, 原案どおり了承された。

(2) 原子力規格委員会の検討課題の紹介について

資料 No.10-2 に基づき, 事務局から, 今回のタスクで審議する項目について説明があった。

( 3 ) 法令改正に伴う規格策定について

- 1 ) 資料 No.10-3-1 に基づき ,村上委員及び保守管理検討会 伊藤主査から ,「JEAG4209 原子力発電所の保守管理指針(仮称)」の改定スケジュールなどの説明があった。法令改正に併せて規格を改定したいが ,現状の原子力規格委員会の開催頻度では間に合わないで ,具体的には 5 月に原子力規格委員会を開催するなど原子力規格委員会開催の回数を多くしてほしいとの要望があり ,規約上も原則として年 4 回開催となっており特に問題は生じないことから ,その旨 ,原子力規格委員会に諮ることとした。また ,規格改定に伴い規格名称の変更を行いたいとの説明があり ,規格改定案審議の時に併せて提案することとした。
- 2 ) 資料 No.10-3-2 に基づき ,品質保証分科会 宮口幹事から ,原子力安全・保安院の方針を尊重し ,規格のベースを ISO として ,規格の改定・発行作業を迅速に進めることなどの説明があった。品質保証指針については ,原子力規格委員会にて書面投票を実施済みであるが ,今までの指針案については規格改定のための公衆審査を行わないこととし ,改定案の取り下げを明確にして原子力規格委員会です承を得ることとした。その後 ,新しい方針のもと規格改定を行うこととする。
- 3 ) 資料 No.10-3-3 に基づき ,PCV 漏えい試験検討会 森中幹事から ,「JEAG4203-1994 原子炉格納容器の漏えい試験規程」について法令改正への適用を鑑み ,JEAG4101 及び JEAG4209 と同じ位置付けで改定作業を行い ,制定時期は本年 10 月を目標とし ,遅くとも平成 15 年度中には完了させたいとの説明があった。次回の原子力規格委員会で改定方針について報告することとした。

( 4 ) 原子力規格委員会の審議のあり方について

- 1 ) 資料 No.10-4-1 に基づき ,事務局から ,前回タスクから引き続き審議事項となっていた原子力規格委員会の審議のあり方について ,分科会がより良く機能を発揮するために効果的と思われる実施事項について説明があった。
  - a ) 分科会の審議内容を明確にすることについては ,分科会議事録のうち ,規格案の審議でエディトリアルではない実質的な議論の部分を斜体字 ,太字化し ,配布資料を参照しなければ内容が分からないについては ,コメントの記載だけでなく説明側の趣旨も書き入れてその内容が分かるように資料を作成する。
  - b ) 分科会での規格案に対する書面投票については ,対外的な説明責任を考えると ,公正な委員構成で規約に従った決議結果であることを示す必要があり ,決議内容を記録に残す観点からも有益であるため ,分科会規約の改正を実施することとする。ただし ,準備の期間などを勘案して 6 月に開催予定の原子力規格委員会後 ,分科会での書面投票の実施を行うこととする。上記 a ) , b ) 2 点について ,次回の原子力規格委員会に諮ることとした。
- 2 ) 資料 No.10-4-2 に基づき 樋口委員より規格の申請・審議項目について説明があった。原子力規格委員会の状況を勘案すると資料 No.10-4-2 の内容では分科会委員の負担が大きいことなどにより実施は難しいが ,今後は審議項目を整理して分科会より原子力規格委員会に議案の提示をすることが必要と考えられるため ,本件については継続審議とし樋口委員により内容を再検討することとした。
- 3 ) 資料 No.10-4-2 に基づき ,事務局より規格作成手引きに則って策定された規格の例

示について説明があった。規格案作成に際して注意する点として各分科会に配布し、原子力規格委員会に資料を作成したことの報告を行うこととした。

ただし、遠藤委員より資料 No.10-4-2 の規格作成に際して特に留意する点のうち(2)について、「要求事項は本文のみで網羅され」との記述は、要求事項が性能規定的になり、本来 JEAC/G が持つべき性格の仕様基準とは異なるのではないかとの意見がだされ、「規格本文中の要求事項は参考や解説がなくても理解、履行できるような記載とすること。また、解説には要求事項の必要性、背景、言葉の解釈などを記載する。」と修正し、併せて同様な文章が記載されている、規格作成手引きの修正もおこなうこととした。

また、分科会の動きが原子力規格委員会委員に分るように、

a) 原子力規格委員会にて各分科会の活動状況を報告する。

b) 分科会の議事録を原子力規格委員会委員に配布する。

などを実施してはどうかとの意見も出され、今後継続審議していくこととした。

#### (5) 原子力規格委員会 運営規約細則の修正について

資料 No.10-5 に基づき、事務局から、運営規約細則の不明瞭な点についての修正案の説明があった。エディトリアルな部分がほとんどであることから内容は基本的に了解され、コメントがあれば1週間以内に事務局に連絡することとした。

#### (6) 原子力規格委員会 規約の改正について

資料 No.10-6 に基づき、事務局から、規約の改正について説明があった。ただし、書面投票と公衆審査の同時実施については、原子力規格委員会にて決議されていない案を公衆審査に諮ることは公正性に欠け、書面投票で反対意見があった場合など制定手続き上にも問題が生じることから、原子力規格委員会規約第15条の修正は行わないこととした。他の規約改正事項については次の原子力規格委員会に諮ることとした。

#### (7) 原子力規格委員会・分科会委員再任方法について

資料 No.10-7 により、事務局から、次回の原子力規格委員会における2年間の任期が満了になる委員再任の手続きの方法について説明があり、了解された。

#### (8) その他

1) 事務局から、財団法人 発電設備技術検査協会より「機器配管供用期間中健全性実証試験」研究成果の JEAC4206「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法」について、次の原子力規格委員会へ紹介することの報告があった。

2) 次回の開催は、3月26日開催の原子力規格委員会の審議結果を踏まえて、別途調整することとした。

以上